

認知症とこころの対応

ものわすれ外来を運営する富家病院の院長 富家隆樹さんに
認知症とこころの対応についてインタビューしました。

認知症の行動原理



富家 隆樹さん
(富家病院院長)

認知症は認知機能低下により、生活や社会活動などが困難になる病気を総称したものです。ただし、認知症になったとしても、感情や自尊心は維持されるので、これまで通り「一人のひと」としてその行動を尊重することがとても重要です。ひとり歩き(徘徊)や妄想などの認知症に付随する「問題行動」は、周りの人には理解しづらいことかもしれませんが、実は、その人なりの考えや目的があります。なぜそのような言動にいたったのか、その目的を理解しようと努力することが大切です。

外来で患者さんと接していると、問題行動はその人の「愛」が行動原理になっていることが多いと感じます。旦那さんのことが好き過ぎ

早期発見のポイント

認知症の発症初期にさまざまな問題行動に直面した家族は、それが認知症のせいだとは思えず「なぜこんなことをするのか?」という感情から、ものわすれを叱責したり、できなくなったことを指摘したりしがちですが、実はそれが症状の悪化につながってしまいます。認知機能の低下に家族が早めに気づき、適切に対応することで、認知症の悪化を抑制することができま

す。専門家だけが認知症のことを詳しく知っているのではなく、地域の皆さんが認知症のことをよく理解して「もしかしたら認知症かもしれない」という視点を持つていただくことで、早期発見につながります。

また、一人暮らし高齢者の認知症は早期発見が難しいですが、ふじみ野市には認知症初期集中支援

認知症への理解

本人に認知症であると指摘し、理解を求めることは、逆に認知症の症状をさらに悪化させると考え、家族の人は指摘するのではなく、理解することが必要です。

人が変わったようになってしまったり、温厚な人が急に怒ったりするかもしれませんが、それらは、その人自身が悪いのではなく、認知症という病気によるものだと思ってください。その人の根本的な部分は何も変わっていません。逆

にその人の一番大切なもの、一番愛しているものだけが残っているだけで、それを理解し、寄り添うことを考えることが一番大切だと思えます。

知って備える 認知症

皆さんは「認知症」についてご存じですか。認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が壊れたり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障がいが起こり、生活する上で、支障が出ている状態が継続していることを指します。認知症は珍しい病気ではなく、誰にでも起こり得る病気です。

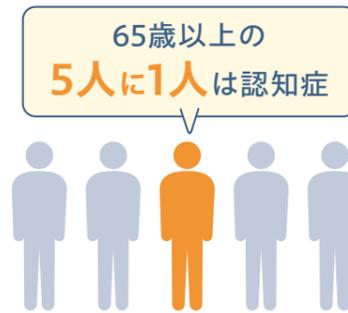
☎ 高齢福祉課 TEL 049・262・9038

高齢化と認知症

6月1日現在のふじみ野市の高齢化率(総人口に対する65歳以上の人口比率)は25・5%、後期高齢者(75歳以上)は15%です。

2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われています。家族の誰かが認知症になっても不思議ではありません。

また、6月1日には認知症基本法が成立しました。認知症施策の策定と実施を国や地方公共団体の責務とし、認知症の人が地域で尊厳を保ちつつ、共生できるようにすることが基本理念として盛り込まれています。誰にでも起こり得る病気として認知症のことを知って、備えることが大切です。



困ったときはすぐに相談

認知症は経過の個人差が大きく、進行が遅いこともあります。認知症は早期の受診や治療によって進行を緩やかにすることができ、ので、おかしいなと思った段階で早めの受診をお勧めします。市では高齢者あんしん相談センターを設置しています。困ったことや介護保険の利用の相談などがある際にはぜひお問い合わせください。高齢者あんしん相談センターの詳細は市ホームページをご覧ください。

- 高齢者あんしん相談センターふくおか ☎ 049・261・1126
- 高齢者あんしん相談センターかすみがおか ☎ 049・264・7620
- 高齢者あんしん相談センターつるがまい ☎ 049・256・6061
- 高齢者あんしん相談センターおおい ☎ 049・261・3021



認知症を知る

認知症の症状

軽度認知障害(MCI)を知っていますか?



軽度認知障害(MCI)とは、健常な状態と認知症の中間の状態を言います。記憶力や注意力などの認知機能の低下がみられるものの、日常生活に支障がでるほどではない状態です。

全国のMCIの有病率推定値は13%(約400万人)と推計されています。「認知症の前段階」とも言われ、年間約10~30%の人がアルツハイマー型認知症へ進行してしまいます。

MCIになると必ず認知症になってしまうわけではなく、適切な予防をすることで健常な状態に戻る

可能性があります。対策や治療は早期であるほど効果が高いとされているので、本人はもちろん、家族や周囲の人も変化に気付けるようにすることが大切です。

MCIセルフチェックをして、認知症を予防しましょう。



MCIを自分でチェック

質問項目	ほとんどない	ときどきある	頻繁にある
同じ話を無意識に繰り返す	0点	1点	2点
知っている人の名前が思い出せない	0点	1点	2点
物のしまっている場所を忘れる	0点	1点	2点
漢字を忘れる	0点	1点	2点
今しようとしていることを忘れる	0点	1点	2点
器具の説明書を読むのを面倒がる	0点	1点	2点
理由もないのに気がふさぐ	0点	1点	2点
身だしなみに無関心である	0点	1点	2点
外出をおっくうがる	0点	1点	2点
物(財布など)がみあたらないことを他人のせいにする	0点	1点	2点
※該当する数字を合計してください。	合計		点

(大友式認知症予測テスト 認知症予防財団ホームページより抜粋)

チェック結果

0~8点=正常

もの忘れも老化現象の範囲内。疲労やストレスによる場合もあります。8点に近かったら、日にちを開けて再チェックを。

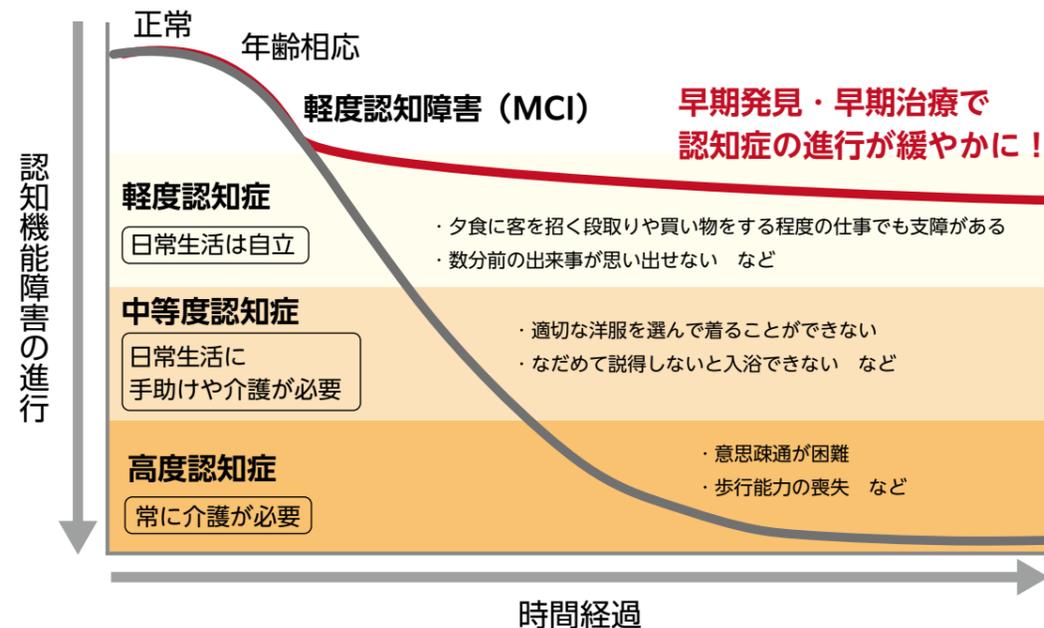
9~13点=要注意

数カ月単位で間隔を置いて再チェックを。認知症予防策を生活に取り入れてみたらいかかがでしょうか。

14~20点=要診断

認知症の初期症状が出ている可能性があります。お近くの医療機関や高齢者あんしん相談センターへご相談ください。

認知症と認知機能障害の進行



認知症には「中核症状」と「行動・心理症状(BPSD)」があります。中核症状は治りにくいですが、行動・心理症状は治る可能性があります。時間経過とともに症状が進行します。早期発見と早期受診が重要で、周囲の人の理解や関わりも大切です。

●**中核症状の例**

記憶障害 覚えられない、すぐ忘れる、一般的な老化によるもの忘れのように経験したことの一部ではなく全体を忘れる

見当識障害 現在の時間や季節感、どこにいるかといった基本的な情報の把握が難しくなる、進行すると周囲の人との関係が分からなくなる

理解・判断力の障害 考えるスピードが遅くなる、複数のことを処理できなくなる、予想外のことに混乱しやすくなる

実行機能障害 計画を立てて段取

認知症ガイドブック

ことし4月に認知症に関する基礎知識や市の取り組み、問合せ先などをまとめた「認知症安心ガイドブック第5版」を発行しました。市ホームページから閲覧できますので、ぜひご活用ください。



りをするのが難しくなる(冷蔵庫にある食材を忘れて同じものを買ってしまったり、買った食材を忘れて目に入った別の食材で食事を作ったりする)

●**行動・心理症状**

幻覚・妄想やうつ状態、ひとり歩き、もの盗られ妄想などがあります。性格、環境、人間関係などの要因によって精神症状や行動に支障が起ります。

認知症への備え

成年後見制度

権利や暮らしを守る

認知症になってしまうと、自分でさまざまな判断ができなくなってしまう、詐欺などにあつて財産や権利を侵されてしまう可能性があります。そんな権利や財産を守る制度が成年後見制度です。

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない人に代わって、財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。成年後見人は家庭裁判所によって、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などが選ばれます。成年後見人は、単に事務的な手続きを行うのみではなく、本人の意志を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら支援を行います。

成年後見の種類

●法定後見制度

認知症や知的障がいその他の精神上の障がいがあることが理由で、判断能力が低下した場合、家庭裁判所で手続きを行い、支援してくれる人(後見人など)を決める制度です。成年後見人などは、本人に代わって財産管理や介護サービス利用の契約などを行うことができ、本人の権利や財産を守るための活動を行います。

●任意後見制度

将来に備えて、自ら後見人を選んでおくことができる制度です。物事の判断ができるうちに、あらかじめ自分が選んだ代理人に財産管理をお願いする契約を結び、判断能力が低下したときに支援を開始します。

interview

ふじみ野市で成年
後見業務に取り組む
行政書士の杉本佳久さん
にお話を伺いました



ふじみ野市 杉本 佳久さん
すぎ法務行政書士事務所

日常生活を支える

後見人は、認知症などにより判断能力が低下した人の日常生活を財産管理と身上保護という観点から支える役割を担います。一人の生活を支えるのですから、仕事に切れ目はなく、土日も昼夜も問わず出来事が起こるのが特徴です。大変な面もある仕事ですが、なるべく自分だけで考えず、医療介護福祉関係やご近所の支援者など、ご本人を身近なところで支えてくださっている人の協力をいただきながら、ご本人の気持ちに寄り添い、ご本人の意思の尊重や個人の尊厳を大切にしながら取り組んでいます。

自分らしく生きる

認知症になられた人と私たち

とは、事実認識と意思決定に必要な支援の程度が少し異なるだけで「自分らしく生きる」ということの大切さについていえば、私たちと何も変わらないと思っています。可能な限り目線を合わせて、ゆっくりと分かりやすい言葉でお話をするように工夫はしますが、いわゆる健常者の方と対話する際と変わらない心の距離感を心がけています。タイミングは人それぞれですが、認知症になり後見人がついて支援を始めたあと聞くと、人生の最終章の寂しい印象を持たれるかもしれないですが、「後見人がついて良かったね」「見守ってもらえて安心だね」と思ってもらえるような社会になって欲しいと思っています。

成年後見制度を利用すると

認知症の父親名義の銀行預金を入院費用に充てたいが、「本人の同意がないと引き出しはできない」と言われた。

成年後見制度を利用すれば、後見人が本人に代わって預金を引き出すことができます。

認知症の母親が、訪問販売で必要のない商品を次々と買ってしまふ。

後見人が判断して、本人に不利益な契約を取り消すことができます。

自分が認知症になったときに備えて、財産の管理などをしてくれる人を決めておきたい。

ご自身が元気なうちに任意後見人になってほしい人と契約を結ぶことによって、将来の不安を解消できます。

まずは相談！

ふじみ野市

成年後見センター

ふじみ野市成年後見センターを市社会福祉協議会に設置しています。
場所 第3庁舎1階(福岡1-1-1)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
TEL 049-265-3606



主な業務内容

●相談・支援(無料)

司法書士によるあんしん後見相談(専門職相談)や行政書士・社会福祉士無料相談会を実施しています(要予約)。

●成年後見制度の

広報・啓発

今年度は単身世帯高齢者向け終活講座を開催しています。出前講座なども実施しています。

●市民後見人の 養成・支援

高齢者や障がい者などを地域で見守り支える「市民後見人」を養成します。また、その活動を支援します。

※開催が決まり次第、市報や社会福祉協議会ホームページなどでお知らせします。

